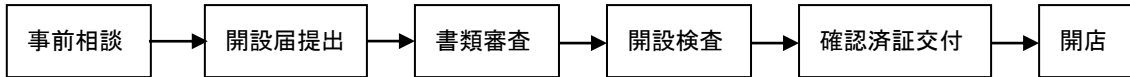


<クリーニング取次所開設申請の手引き>

(令和8年4月改訂)

1. 手続きの流れ



※着工前に基準に適合することを確認するため、事前相談をお勧めします。

※開設届を受理してから確認済証ができるまでの標準的な処理日数は7日間(休日を除く)です。ただし、書類に不備がある場合や開設検査で基準に適合しない場合はこの限りではありません。届出書類は開設予定日から余裕を持って提出して下さい。

※開設検査から確認済証発行までは、概ね3日(休日を除く)程度です。

※**開設検査は、原則火曜日、木曜日に行います。**また、実際に営業できるところまで準備が整った状態で検査します。

2. 開設に必要な書類等

クリーニング所開設届(手数料:16,000円)

クリーニング取次所の構造及び設備の概要

店舗の平面図

受付カウンター、受付洗濯物収納容器及び仕上洗濯物収納容器の設置場所がわかり、クリーニング取次所の面積を確認できるように寸法を書き入れたもの。

店舗周辺案内地図

(法人の届出の場合)登記事項証明書(写し又は原本)

※原本返却希望の方は、窓口で確認・コピーした後、お返しします。

開設者が他に開設しているクリーニング所、取次所及び無店舗取次所の一覧表
施設名称、所在地(無店舗取次店の場合は業務車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号)、従事者数及びクリーニング師の氏名(従業者中にクリーニング師がいる場合)が記載されたもの。

○申請書案内ページ【広報 ID:1015175】

「盛岡市公式ホームページ」→「オンラインサービス」

→「申請書ダウンロード」→「健康・福祉に関する申請書」

→「保健所」→「生活衛生」

→「クリーニング所開設届」

○お問い合わせ先

盛岡市保健所 生活衛生課

〒020-0884 盛岡市神明町3番 29号 5F

電話 019-603-8310 FAX 019-654-5665

メール seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp